

大分市おおいた優良産廃処理業者評価制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、基準に適合した産業廃棄物処理業者（産業廃棄物処分業者に限る。以下「処理業者」という。）を優良な処理業者として認定することにより、処理業者のレベルアップを図るとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく優良産廃処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第10条の4の2及び第10条の16の2に定める基準に適合するものとして認められた処理業者をいう。以下「法優良認定業者」という。）へのステップアップを促進するため実施するおおいた優良産廃処理業者評価制度（以下「制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物処分業者 法第14条第6項若しくは第14条の2第1項の規定による産業廃棄物処分業許可（以下「処分業許可」という。）又は法第14条の4第6項若しくは第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物処分業許可（以下「特管処分業許可」という。）を受けている者をいう。
- (2) 特定不利益処分 規則第9条の3第1号に規定する特定不利益処分をいう。

(認定の基準)

第3条 市長は、別表に定める基準に適合すると認められる処理業者を、おおいた優良産廃処理業者として認定するものとする。

(認定の申請)

第4条 おおいた優良産廃処理業者の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市おおいた優良産廃処理業者認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類
- (3) 環境配慮等の取組に係る基準に適合することを証する書類
- (4) 電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類
- (5) 財務体質の健全性に係る基準に適合することを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、法優良認定業者が行う前項の申請については、同項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

3 第1項の規定による申請に係る手数料は、徴収しない。

(認定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、適当であると認めたときは、おおいた優良産廃処理業者認定証（様式第3号。以下「認定証」という。）を交付し、認定の基準に適合していないと判断したときは、大分市おおいた優良産廃処理業者認定不適合通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(認定の期間)

第6条 第5条の規定による認定（以下「認定」という。）の有効期間は、認定証の交付を受けた時点における処分業許可又は特管処分業許可の有効期間（処分業許可及び特管処分業許可（以下「業許可」という。）の両方を有する場合にあっては、その期間の満了する日の到来が遅い業許可に係る有効期間）とする。

(認定の更新)

第7条 認定は、前条に規定する期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、前条に規定する期間の満了の日までにその申請に対する認定の可否の決定がされないときは、従前の認定は、当該期間の満了後もその認定の可否の決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前3条の規定は、第1項の認定の更新について準用する。

(認定業者の責務)

第8条 認定を受けた処理業者（以下「認定業者」という。）は、制度の目的を理解し、法優良認定業者の認定を受けるよう努めなければならない。

(認定マーク)

第9条 市長は、認定業者を広く市民及び排出事業者へ周知するため、認定マーク（様式第5号）を定めるものとする。

2 認定業者は、認定マークを次に掲げる用途に限り使用することができる。

- (1) 事業の用に供する車両等における認定業者であることの表示
- (2) 事業所入り口等における認定業者であることの表示

(3) 産業廃棄物処理業に係る印刷物等における認定業者であることの表示

(4) 産業廃棄物処理業に係る広告・宣伝活動における認定業者であることの表示

3 認定業者以外の者は、認定マーク又はこれと紛らわしい表示を使用してはならない。

(変更届)

第10条 認定業者は、次に掲げる事項に変更があったときは、当該変更が生じた日から10日以内にその旨を大分市おおいた優良産廃処理業者認定変更届出書(様式第6号)により、市長に届け出なければならない。

(1) 住所(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

(2) 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名。以下同じ。)

(3) 事業所の所在地

(4) 公開情報を閲覧できるホームページアドレス

(5) 別表に規定する認定基準への適合状況

(認定の取消し等)

第11条 市長は、認定業者が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、当該認定業者に係る認定を取り消すものとする。

(1) 特定不利益処分を受けたとき。

(2) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

2 市長は、認定業者が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、当該認定業者に係る認定の取消しを行うことができる。

(1) 第3条に定める認定の基準に適合しなくなったとき。

(2) 正当な理由なく第10条の届出をしなかったとき。

(3) その他認定業者としてふさわしくないと認められるとき。

3 市長は、認定業者が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、期限を定めて当該認定業者に係る認定の効力を停止させることができる。

(1) 前項各号に該当する場合であって、その内容が軽微であるとき。

(2) その役員等が法令等に違反したとき。

4 第1項各号又は第2項第2号に該当することにより認定を取り消された処理業者は、その認定を取り消された日から起算して5年を経過する日までの間は、第4条第1項の申請を行うことができない。

(公表)

第12条 市長は、認定を行ったときは、速やかに、当該認定を行った認定業者の氏名、事業所の所在地、処理業許可の種類、認定番号及び認定の有効期間について、市のホームページその他の市長が適当と認める方法により公表するものとする。

2 市長は、前条第1項及び第2項の規定により認定の取消しを行った場合は、速やかに当該認定を取り消した処理業者の氏名等を、市のホームページその他の市長が適当と認める方法により公表するものとする。

3 市長は、前条第3項の規定により認定の効力を停止した場合は、速やかに当該認定の効力を停止した認定業者の氏名等を、市のホームページその他の市長が適当と認める方法により公表するものとする。

(報告)

第13条 市長は、認定を行うために必要な限度において、認定業者又は認定を受けようとする者に対し、第3条に定める認定の基準への適合状況等について報告を求めることができる。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、制度の実施に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。